第17 動物管理

狂犬病予防法第6条及び長崎市犬取締条例第5条の規定に基づく犬の保護(捕獲・抑留)、動物の愛護及び管理に関する法律第35条の規定に基づく犬及び猫の引き取り業務、長崎市犬取締条例第4条に基づく動物の適正な飼養及び管理についての指導等により、動物による危害を防止して、人の生命、身体及び財産等の安全確保のため、各種の業務を実施している。

1 犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況

狂犬病予防法第4条(登録)及び第5条(予防注射)に基づく、長崎市における年度別登録数及び 狂犬病注射済票交付数は次の表のとおりである。

項		年度	29	30	令和元	2	3
登	録	数	16, 780	16, 347	16, 434	16, 372	16, 366
新	規 登	録 数	979	960	1, 186	960	1, 110
鑑	札再る	と 付数	63	52	78	53	76
集	合注射(獣	医師会)	3, 759	3, 380	3, 152	978	2, 500
臨	時注射(真	獣 医 師)	8, 930	8, 864	8, 821	10, 106	8, 860
注	射 済 票	交 付 数	12, 689	12, 244	11, 973	11, 084	11, 360
注	射 済 票 再	交付数	12	15	17	17	19

2 犬の捕獲状況

狂犬病予防法及び長崎市犬取締条例に基づき、野良犬・放し飼いの犬は、市民からの通報により捕獲抑留している。

なお、抑留中に飼主から申請があれば返還している。

また、飼主が判明しない犬については、飼育希望者に譲渡を行っている。

	[目	_		_		年度	29	30	令和元	2	3
排	Ì		獲			数	75	65	51	56	37
		紛	7.7.7			数	46	39	35	47	29
			現	場	返	還	9	13	17	9	4
	返還数		_	日	返	還	12	15	4	20	5
	区			日	返	還	3	1	1	5	7
			Ξ	日	返	還	4	4	8	3	1
			そ	C	ク	他	18	6	5	10	12
	譲		渡	:		数	28	22	26	12	9
	捕獲	犬	致	死	処 分	数	1	0	3	0	0

注:捕獲犬致死処分数には収容中の死亡を含む

犬の特殊捕獲状況 (犬の捕獲のうち、オリ・睡眠薬捕獲の内訳を示す)

ij	年度	29	30	令和元	2	3
	総数	6	3	0	0	0
	オリ貸出個数 (参考)	(2)	(6)	(0)	(0)	(0)
	オリによる捕獲頭数	0	0	0	0	0
	睡眠薬・わな捕獲頭数	_	_	_	_	_
	その他(薬殺)による頭数	_	_	_	_	_

3 犬による咬傷事故の状況

長崎市狂犬病予防法施行細則に基づき、犬が人畜を咬んだ際、狂犬病予防上必要な場合には、被害者又はその犬の飼い主は連絡が義務づけられており、飼い主には適正飼育管理についての指導を行い、犬については、獣医師(狂犬病予防員又は開業獣医師)による狂犬病の検診を行っている。次の表は咬傷事故の発生状況を示すものである。

	\	区分	咬	咬傷	被	害	: ;	者	数	咬傷お	事故 け る	(等の 犬	発生	時に 犬 況	咬負にお	事 。け	故等る被	等 の 害 者	発生	三 時 犬況	咬傷	事故	(後の	犬の	状況			故等 場所
			傷事	事故等	死	亡	その	の他		犬舎	けい	放	野	そ	犬に	けい	配達	通	遊	そ	捕	引	飼	逸	そ	咬傷	公	そ
			故	をお	飼い	そ	飼い	そ		等に	留し	L	犬・		手	留し	· 訪						育			犬の	共	
	\		Ø	こした	主	れ	主	れ	計	け	て	飼	放	0	を 出	よう	問	行	戱	の		取	継		0	犬 舎	0)	の
年	度		件	犬の	家	以	家	以		い留	運動		浪		l	とし	等の						į			の周	場	
			数	数	族	外	族	外		中	中	い	犬	他	た	た	際	中	中	他	獲	り	続	走	他	辺	所	他
	29		2	2	-	-	-	2	2	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	2	-	-	2	-	-
	30		7	7	ı	ı	ı	6	1	4	3	ı	1	-	1	1	3	2	ı	ı	ı	ı	7	ı	ı	5	2	_
	令和え	亡	7	7	-	-	_	7	7	1	4	-	-	2	3	-	-	3	-	1	-	-	7	-	1	3	3	1
	2		10	10	1	1	1	9	10	2	1	1	1	6	1	I	2	6	1	1	ı	ı	9	1	1	3	7	_
	3		4	4	-	1	1	5	5	0	1	0	0	3	0	0	1	1	1	3	0	0	4	0	0	2	1	1
	餇宔	登 録	4	4	1	1	1	5	5	0	1	0	0	3	0	0	1	1	1	3	0	0	4	0	0	2	1	1
飼い犬	判明	栽錄	1	ı	ı	-	1	-	-	-	-	1		-	-	-	1		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	飼い主	三不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_	-	-	_	_	-	-
9	野	犬	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	ı	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_

注:飼い犬(登録・未登録)・飼い主不明・野犬の区別は、最新年度(令和2年度)の件数に対応する数値を記載。

4 動物愛護フェスタ

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく毎年9月20日から9月26日までの動物愛護週間には、 全国的に多彩な催しが行われ、長崎市も長崎県獣医師会長崎支部との共催で、動物愛護フェスタをこ の期間に市内で開催している(令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、中止となった)。

〈行事の内容〉

- 適正飼育を促す啓発展示
- 愛護団体主催のフリーマーケット
- 獣医師による動物の飼育相談
- 犬との触れ合い、犬のファッションショー
- その他

5 犬猫の収容及び引き取り

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、公園、広場、道路等の公共の場所で疾病、負傷した飼主不明の犬・猫について保護収容を行っており、また、やむを得ない事情により飼えなくなった犬・猫の引き取り業務も行っている。

飼育希望者へは、これらの犬・猫の中から譲渡を行っている。

項目		年度	29	30	令和元	2	3
	引取数	犬	18	8	17	4	12
	引取数	猫	1, 123	766	696	671	457
	一般	犬	16	7	12	9	14
譲渡	—————————————————————————————————————	猫	120	88	72	107	68
数数	学術研究用	犬	1	-	1	1	_
	子例"犹允用	猫		_	_	_	_
引耳	文犬猫致死処分数	犬	1	0	0	0	0
(灯	容中の死亡を含む)	猫	1,001	656	613	544	373

注: 1 犬猫の引取は、当センター及び市内23の地域センター、地区事務所等で行う。 当センターでは平日受付、他は月1回の回収。

- 2 捕獲犬の致死処分数は、本表には含まれていない(「2 犬の捕獲状況」参照)。
- 3 学術研究用は、平成15年度から譲渡廃止。
- 4 飼主からの引取りは、平成22年度から有料引取。
- 5 表の頭数は、所有者からの引取及び所有者不明の引取犬猫数のほか、傷病による保護収容犬猫数を含む。

6 養子縁組大会実施状況

例年3回(7、8、10月)、仔猫の譲渡会を当センターが仲介役となり実施しており、併せてセンターの収容の犬および猫の譲渡も行っている。(令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、8月は中止とし7、10月についても参加者数並びに持ち込み猫数について上限を設けて実施した。)

項目	年度	29	30	令和元	2	3
45	参加頭数	98	96	69	68	29
犬	成立頭数	1 (1. 0)	0	1 (1. 0)	1 (1. 4)	1 (3. 4)
猫	参加頭数	126	137	161	120	59
0田	成立頭数	35 (27. 8)	26 (18. 9)	16 (9. 9)	23 (19. 2)	10 (16. 9)

注: 1 場所は当センター2階駐車場等

2 () 内は養子縁組成立率(%)

7 相談処理

当センターへ市民から寄せられた犬及び猫に対する相談の内訳を示す。 ※ 令和3年度から、報告書式更新。 (2年度まで無かった項目は斜線箇所)

(1) 犬

(単位:件数)

					(-1-1	
相談内容	年度	29	30	令和元	2	က
総		595	170	168	176	150
苦情	関連	74	66	49	49	61
	人の健康・財産侵害	10	3	I	ı	4
	傷害案件(身体・精神)					4
	侵入 (敷地内・屋内)	10	3	-	-	-
	建物被害(家・事務所等)	-	Ī	-	-	_
	土地被害 (庭・田畑等)	-	Ī	-	-	_
	動物被害(ペット・家畜等)	-	Ī	-	-	_
	物件被害(車両等)	-	Ī	-	-	_
3	環境被害	29	42	34	44	34
	鳴き声	20	23	25	22	25
	悪臭					-
	糞 尿	9	19	9	22	9
	被毛					_
	そ族・昆虫の発生					_
	ご み 荒 ら し	-	_	_	-	1

相談内容	年度	29	30	令和元	2	3
ヒト由来		35	21	15	5	23
虐 待 (疑 レ	·)					9
遺棄(疑り	١)	2	1	2	1	_
多 頭 飼	育					1
放し飼	٧٧	33	20	13	4	11
餌や	り					_
動 物 取 扱	業					2
相談関連		82	80	99	16	18
引 取 依	頼	56	13	8	11	12
負 傷 動	物	9	64	90	2	2
放浪(野良	†)	17	3	1	3	1
迷 子 相	談					4
地域	猫					_
動 物 取 扱	業					_
分類不明		439	24	20	111	71
その	他	439	24	20	111	71

(2) 猫

(単位:件数)

					· · · ·—	11 %
相談内容	年度	29	30	令和元	2	3
総	数	385	438	492	562	766
苦情関連		123	170	173	231	283
人の	健康・財産侵害	8	19	18	47	38
,	傷害案件(身体・精神)					_
	浸入(敷地内・屋内)	6	16	15	28	32
	建物被害(家・事務所等)	_	_	-	_	1
	土地被害(庭・田畑等)	2	2	2	16	2
[動物被害(ペット・家畜等)	_	1	1	3	1
!	物件被害(車両等)	_	_	-	-	2
環境	被害	84	114	139	132	199
	鳥 き 声	-	2	6	6	2
	悪臭					1
	糞 尿	84	112	132	126	193
;	被毛					2
	そ族・昆虫の発生					-
	ご み 荒 ら し	-	1	1	-	1
ヒト	由来	31	37	16	52	46
	虐待 (疑 い)					3
	遺棄(疑い)	31	37	16	52	4

相談内	 容					年	三度	29	30	令和元	2	3
		多	5	瑱	飼	İ	育					3
		放	,	し	飼		٧١					3
		餌		4)		り					31
		動	物	取		扱	業					2
相	談関	連						184	171	227	111	483
	引		取		依		頼	77	11	12	13	234
	負		傷		動		物	94	84	135	87	87
	放	浪	(野	良	猫)	13	76	80	11	_
	迷		子		相		談					132
	地			域			猫					30
	動	4	勿	取	‡	及	業					_
分	類不	明						78	97	92	220	_
	そ			0)			他	78	97	92	220	_

上記、相談についての飼い主への指導は次の表のとおり。

(単位:件数)

項	年度	29	30	令和元	2	3
総	数	202	99	132	217	254
	飼主義務違反口頭注意	133	86	93	103	139
	飼主義務違反文書注意	46	12	20	69	64
	マイク放送による指導	23	13	19	45	51

8 野良猫対策-地域猫活動支援事業・まちねこ不妊化推進事業-

平成 22 年度から平成 24 年度まで、地域猫活動支援事業として、地域住民と動物愛護ボランティアが野良猫を適正に飼育管理する地域猫活動に対し、不妊去勢手術費を助成した。

平成26年度からは、まちねこ不妊化推進事業として、野良猫の繁殖を抑え、その数を減らし、引取り・殺処分数の削減を図ることを主目的にし、野良猫に対する不妊去勢手術費の助成を行った。

項目	1		年度	24	9 9 9 9	29	30	令和元	2	3
モ	デル	地	区 数	2	());					
手	お	す	猫	12	1. 1. 1.	103	106	124	160	175
術頭	め	す	猫	5		137	138	181	174	242
数	合		計	17	2222	240	244	305	334	417